

広島県理学療法士連盟規約

第一章 総 則

第1条 (名称)

本組織は、広島県理学療法士連盟と称する。(以下、本連盟という)

第2条 (事務所)

本連盟の事務所は、広島県広島市に置く。

第3条 (目的)

本連盟は、社団法人広島県理学療法士会（以下、理学療法士会という）の目的達成に必要な活動を行い、県民の健康と福祉の向上に寄与し、あわせて会員相互の親睦を深めることを目的とする。

第4条 (活動)

本連盟は、前条の目的達成のために必要な活動を行う。

- (1) 理学療法士会の目的達成のため必要な活動を行う。
- (2) 理学療法士会の目的達成に理解を示す議員の支援に関する活動。
- (3) 連盟の組織強化拡大に関する活動。
- (4) 連盟の広報に関する活動。
- (5) 日本理学療法士連盟との連携に関する活動。
- (6) 各諸団体との連携に関する活動。
- (7) その他連盟の目的達成のために必要な活動。

第二章 会 員

第5条 (種別)

本連盟の会員は、正会員、賛助会員とする。

2 正会員は理学療法士会の会員とする。

3 賛助会員は本連盟の趣旨に賛同する個人及び団体で、役員会の承認を必要とする。

第6条 (入会)

会員として入会しようとする者は、会長が別に定める入会申込書により会長に提出し、役員会の承認を得なければならない。

第7条 (入会金及び会費)

会員になろうとする者は、総会において別に定める入会金を納入しなければならない。

2 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

第8条 (退会)

会員は、退会しようとするときは書面でその旨を会長に届け出、事務局において受理されなければならない。

2 会員が死亡し、又は解散したときは、退会したものとみなす。

第9条（除名）

会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において出席会員の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。

- (1) 会費を1年以上納入しないとき。
- (2) 本連盟の名誉を毀損し、又はその設立の趣旨に反する行為をしたとき。

- 2 前項第2号の規定により会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

第10条（抛出金品の不返還）

退会し、又は除名された会員がすでに納付した会費その他の抛出金品は返還しない。

第三章 役員

第11条（役員）

本連盟に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
幹事長	1名
幹事	若干名
監事	若干名

第12条（役員を選出及び任期）

役員は本連盟の正会員より選出する。

- 2 役員は総会において選出する。
- 3 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、再任されることができる。
- 5 役員は、辞任した場合又は任期が満了した場合においても、後任が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第13条（顧問及び相談役）

本連盟は顧問及び相談役を置くことができる。

第14条（報酬等）

役員は無給とする。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て会長が別に定める。

第四章 会議

第15条（会議）

本連盟の会議は総会と役員会の2種とする。

- 2 総会は毎年1回の通常総会とその他必要に応じて臨時総会を会長が招集する。
- 3 役員会は、必要に応じて会長が招集する。

第五章 会 計

第16条（経費）

本連盟の経費は、会費や寄付金その他の収入を持って充当する。

第17条（会計年度及び会計監査）

本連盟の会計年度は、毎年1月1日より同年12月31日までとする。

- 2 会計責任者は本連盟の経理につき年1回監事の監査を受け、その監査意見書を付して総会に報告する。

第18条（会計責任者）

政治資金規正法届け出会計責任者は、会長がこれを指定する。

第六章 雑 則

第19条（規約と改廃）

本規約の改廃は、総会において決定する。

第20条（補則）

本規約に定めなき事項については、役員会にて定める。

（附則）

本規則は平成21年 3月24日より施行する。